

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法新旧対照条文 目次

一 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)(抄) 1

改 正 案	現 行
<p>（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助） 第七条（略） 2）4（略） 5 地方公共団体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の建設等又は共同施設の建設等をする場合において、次に掲げる交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>一 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第二項の交付金</p> <p>二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第 号）第七条第二項の交付金</p>	<p>（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助） 第七条（略） 2）4（略） 5 市町村が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の建設等又は共同施設の建設等をする場合において、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第二項の規定による交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。</p>